

地域共生社会の概念整理と地域共生社会の構築の課題

Organizing the concept of the community-based symbiotic society and Problem presentation in a community-based symbiotic society

小林 武生

はじめに

本論は、政府資料等の分析を通じて地域共生社会の概念を整理し、市町村レベルでの地域共生社会を構築する上での課題を検討することを目的とするものである。具体的には、新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによる①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」、閣議決定された②「ニッポン一億総活躍プラン」、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会による③「中間とりまとめ」、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部による④『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」、そして地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会による⑤「最終とりまとめ」、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会による⑥「最終とりまとめ」、以上6つの資料を使って、地域共生社会の概念の整理を行う。

そのうえで、地域共生社会を構成する要素と期待される地域住民¹⁾が、地域共生社会の重要概念である包括的支援体制の一部を担う役割・立場となりえるのかの検討を行う。

資料から見る地域共生社会の概念形成過程

地域共生社会とは「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作って

いく社会²⁾」と述べられている〔地域共生社会推進検討会, 2019, ページ: 4〕。

地域共生社会の議論は2015年の「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム³⁾（以下、あり方検討PTとする）」から始まる。あり方検討PTでは、①ニーズに即応できる地域の福祉サービスの提供の仕組み、②サービスを効果的に提供するための生産性の向上、③システムを担う人材の育成・確保、以上3つの視点から新たな福祉サービスのシステムが検討された。

このあり方検討PTは2015年9月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」〔新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム, 2015〕を出し、現状と課題として、①家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、②人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、③誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応、以上3点をあげている。そして、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンとして、「地域住民の参画と協同により、誰もが支え合う共生社会の実現」を謳っている。そして、この「地域住民の参画と協同により、誰もが支え合う共生社会の実現⁴⁾」のためには、新しい地域包括支援体制の構築が必要であり、この新しい地域包括支援体制を「全世代・全対象型地域包括支援体制」としている。そして、「全世代・全対象型地域包括支援体制」構築のためには、①包括的な相談支援システムの構築、②地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供、以上2つが必要であるとす

-
- 1) 本論における地域住民は特段の断りがない場合、福祉サービスの受け手側としての地域住民ではなく、地域共生社会においてサービスの支え手側として活動する地域住民として定義する。
 - 2) 地域共生社会を政府が志向する背景には、日本の福祉制度の変遷、共同体機能の脆弱化、人口減による担い手不足があるとしている。
 - 3) 「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」は、厚生労働省の社会・援護局長を主査とし、雇用均等・児童家庭局長、障害保健福祉部長、老健局長、社会保障担当の政策統括官が構成員となるものである。幹事会構成員、ワーキングチーム構成員の名簿を見ると、福祉に関係するすべての局・部が参加している。
 - 4) あり方検討PTでは、ビジョンの実現には本文で触れた「新しい地域包括支援体制の構築」以外に「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上」、「新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保」が必要であると述べている。

ている。本論のテーマに関係することでは、多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築するとし、「誰もが適切な支援が受けられるよう、本人のニーズを起点とした支援体制を構築する。そのために、地域に働きかけ地域住民の参画を得てネットワークの強化と『地域づくり』を行う⁵⁾」[新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム, 2015, ページ: 4]として、住民もシステムを構成する一要素となっている。

2016年に「ニッポン一億総活躍プラン」[首相官邸, 2016]が閣議決定され、このなかの『『介護離職ゼロ』に向けた取り組みの方向性』のなかで、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る」と地域共生社会の実現が盛り込まれた。

そして2016年12月には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(以下、地域力強化検討会とする)が中間とりまとめを行った[地域力強化検討会, 地域力強化検討会中間とりまとめ, 2016]。この中間とりまとめでは、「地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら光が当たらなかった宝(「知恵」「人材」「資源」)があることに気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、将来への希望がある」[地域力強化検討会, 地域力強化検討会中間とりまとめ, 2016, ページ: 2]とあるように、地域共生社会の構築には、地域住民主体の地域づくりが必要であるという文脈で述べられている。このことは、「人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である」[地域力強化検討会, 地域力強化検討会中間とりまとめ, 2016, ページ: 3]とも述べられ

ており、「思い」と書かれていることから地域住民の主体性を期待する文脈となっている。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で、2017年2月に『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』[「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部, 2017]が決定された。このなかで、本論に関わる重要な記載があるため、長くなるが引用する(下線は筆者によるものである)。

かつての我が国がそうであったように、人生における様々な困難に直面した場合でも、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる。また、公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる。このような人と人とのつながりの再構築が求められている。

地域は、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながる。また、今後、高齢化により、より多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていく。人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、地域において、住民がつながり支え合う取組を育てていくことが必要となっている。

このようなつながりのある地域をつくる取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す。

これが、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が必要な背景である。

引用箇所を下線を付けた箇所をまとめると、地域住民

5) なお、この支援体制には、企業が寄付等を通じて参画するようポンチ図で描かれている。

の主体性に基づいて、地域の新たなつながりを作っていくことが重要かつ必要であり、そのことが地域住民自身の暮らしにも地域社会にも豊かさをもたらすと表現されている。

そして、地域力強化検討会による最終とりまとめ〔地域力強化検討会, 2017〕が2017年9月に公表される。地域力強化検討会による中間とりまとめから変化があった総論部分は、「(1)地域、福祉を巡る現状と課題、希望」にある、地域の福祉力が脆弱になり家庭の機能が変化してきているという項に「加えて、雇用など生活を巡る環境も大きく変化してきている。また単身世帯の増加により、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が求められている」〔地域力強化検討会, 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～, 2017, ページ: 3〕と追記されていること、そして、「(2)地域共生社会に向けて私たちは何を指すのか」の節が書き加えられていることである。この節に含まれる項は次のとおりである〔地域力強化検討会, 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～, 2017, ページ: 4-6〕。

それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦<共生文化>
 すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ<参加・協働>
 重層的なセーフティネットの構築<予防的福祉の推進>
 包括的支援体制の整備<包括的支援体制>
 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造<多様な場の創造>

総論部分で変化の3点目は、「(5)点から面への取り組み」の節が書き加わったことである。この節では、「改正社会福祉士法第4条第2項では、『地域住民等』を主語として『我が事・丸ごと』の包括的支援の理念が規定されており、その実行を担保するため、同法第6条第2項で国と地方公共団体は各般の措置を講ずるよう努めなければならないとする責務規定が置かれ、さらに同法第106条の3第1項では市町村の責務が具体化」〔地域力強化検討会, 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～, 2017, ページ: 9〕されていることがポイントである。

資料の6点目は地域共生社会推進検討会による2019

年の「最終とりまとめ」〔地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会, 2019〕である。この最終とりまとめでは、これまでの「地域共生社会の実現」に向けた検討の経緯を整理しており、「包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進するための方策」〔地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会, 2019, ページ: 4〕について述べている。本論に関わる具体的な部分でいえば、「Ⅱ福祉政策の新たなアプローチ」で「2 専門職の伴走型支援と住民相互のつながりによるセーフティネットの強化」が謳われている。

地域共生社会の概念形成過程における地域住民

これまで6点の資料を通じて、地域共生社会の概念形成過程を見てきた。この節では地域共生社会（それまでの概念を含む）における地域住民の位置づけなどを確認していく。

新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによる①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」では、包括的な相談支援システムに参加する立場として住民が描かれている。また「地域に働きかけ地域住民の参画を得てネットワークの強化と『地域づくり』を行う」としていることから、地域づくりの主体として期待されている〔新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム, 2015, ページ: 4〕。また、「3 新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保」のなかの「⑤介護人材の機能分化の推進」で、「介護人材の在り方・機能分化について、具体的な検討を進める」とされていて、厚生労働省が進める介護人材確保に向けた取り組みにつながっていると考えられる〔厚生労働省, 日付不明〕。

閣議決定された②「ニッポン一億総活躍プラン」では、一億総活躍社会を全員参加型の社会であると定義し、すべての人が構成メンバーであるとしている。地域共生社会につながる概念における地域住民の役割としては、「働く希望を持つ高齢者の雇用促進」とあるように、高齢者の一部は労働力として、「女性活躍」では「女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材」とあるように、女性も今以上の労働力として見られている。また「障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援」では「障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特

性等に応じて、最大限活躍できる環境を整備することが必要」とある。これまでの文脈を踏まえると、障害者等にも可能な者には就労することが期待されていると解することができる。そして、「地域共生社会の実現」の項では、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築」[首相官邸, 2016, ページ: 16]とあることから、①地域の中で役割を持つこと、さらには、②仕組みを構築する主体として期待されていると考えられる。

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会による③「中間とりまとめ」では、「地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をきっかけに地域（我がまち）のことを考え始めたということであったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える」[地域力強化検討会, 地域力強化検討会中間とりまとめ, 2016]とある。よって今以上に地域づくりに取り組むことが期待されていると考える。このことは、報告書中の『「我が事」の意識の醸成』の言葉にも表れていると考える。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部による④『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」では、「つながりのある地域をつくる取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す」[「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部, 2017]とあり、地域づくり、地域のことを主体的に考えること、地域にある社会資源を活用・開発しながら地域社会を豊かにすることが求められていると考える。

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会による⑤「最終とりまとめ」では、「地域の中で重層的なセーフティネットを構築することにより、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に支援につながっている状況をつくるこ

とが可能」[地域力強化検討会, 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～, 2017]とあることから、地域住民には、セーフティネットの一部として、また早期発見のためのアンテナ役としての役割が期待されていると考える。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会による⑥「最終とりまとめ」では、「一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる」とあることから、地方創生、まちづくり、地域自治などに参加し、地域社会の持続に資することが地域住民に期待されていると考えられる。また「個人の自律的な生を支える、社会へ関わるための経路は、専門職による支援のみをきっかけとするのではなく、多様であることが望ましい」とされていることから、住民相互のつながりを作りセーフティネットの強化に資することが期待されている。さらに市町村における包括的な支援体制の構築においては、「多様な主体との連携」が必要とされており、「地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図ることにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握していく」とあることから、地域住民には地域の問題・異変を察知するアンテナ役を担うことが期待されている。また、地域づくりにおいては、「地域づくりを進める上では、地域住民同士の顔の見える関係がベースとなる。地域づくりの取組は、行政が計画的に進められるものではなく、地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるように環境を整備していくことが中心」とあることから、地域住民には、主体的に地域づくりに取り組むことが期待されている[地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会, 2019]。

これまで見てきたように、地域住民は、地域づくりを行う主体としてとらえられていた時期から、直近では地域づくりの主体のみならず、重層的なセーフティネットの一部を担ったり、問題の早期発見のためのアンテナ役を担ったりすることが期待されている。つまり具体的な支援活動を行うよう期待されていると解することができる。

地域住民の現状

では地域共生社会の中で、一定の役割を担うことを期待されている地域住民の現状はどのようなものであるか

を検討していく。

これまで見てきた資料の多くで、その活動が期待されている民生委員・児童委員（以下、民生委員とする）は、全国の定数23万9682人のところ、2019年の一斉改選時では22万8206人が委嘱され充足率は95.2%であった。令和2年度の全国民生委員児童委員連合会による事業計画では、「全国的に新たな委員の『なりて不足』が深刻化するなか、(以下略)」[全国民生委員児童員連合会、ページ: 1]とあることから、この未充足の状態は常態化しているといえる。また読賣新聞オンラインの記事[民生委員 高齢化の波, 2022]では、全国の主要自治体の9割で、国の民生委員の年齢要件基準⁶⁾を上回る高齢者を選任していると調査結果を述べている。よって、国が定める年齢要件基準を厳密に守れば、民生委員の定数充足率は現在の95.2%からさらに下がることになる。つまり地域共生社会における一定の役割を担う民生委員は、量的に不足している現状である。

続いて、民生委員以外の地域住民（ここでの地域住民は、地域活動を行う・行わないに関わらないものとする）について検討を行う。平成18年度少子化対策と家族・地域の絆に関する意識調査⁷⁾ [内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、2007]では、地域活動の参加状況、参加していない理由を調査している。ここでは、回答者の42.8%が地域活動に参加していない。逆に参加している活動で一番回答数が多いのが、町内会・自治会の活動の47.6%であり、2番目に多い地域の自主サークル活動は11.0%であり、3番目に回答が多い子供会は8.7%である。まとめると全体の約半数の地域住民が地域活動を行っており、その内容は、主に町内会・自治会の活動である。

参加していない理由では、最も回答数が多かったのは「仕事が忙しくて参加する時間がないから」の48.8%であり、以下「活動に関する情報が少ないから」(26.9%)、「身体的・精神的な負担が大きいから」(14.5%)、「趣味など他の活動等が忙しいから」(8.7%)、「地域の活動における人間関係がわずらわしいから」(7.9%)、「活動することのメリットを感じられないから」(7.9%)となっている。「仕事が忙しくて参加する時間がないから」、「身体的・精神的な負担が大きいから」、「地域の活動における人間関係がわずらわしいから」などの回答から、地域活動に取り組むことについて、地域住民は負担に感じて

いると予測できる⁸⁾。

以上をまとめると、地域共生社会で一定の役割を担うと期待され、各種政府資料等のポンチ図にも描かれる民生委員は、民生委員全体として高齢化が進み、定員未充足の状態が続いている。民生委員以外の地域住民では、地域活動を行っている者の大半が町内会・自治会の活動である。逆に全体の半数弱は地域活動に参加していない。その理由は地域活動自体の負担感によるものであると分析できる。

終わりに

資料解題から、地域共生社会の語は2016年に「ニッポン一億総活躍プラン」で最初につかわれた言葉であるが、その概念は2016年以前から形成されつつあったことが分かった。地域共生社会につながる概念形成の背景には、日本の福祉制度の変遷、共同体機能の脆弱化、人口減による担い手不足などを中心にあった。これらの背景を踏まえ、従来の福祉制度では対応できない新たな福祉問題(8050問題、社会的孤立、ひきこもり、介護難民等)への対応、地方分権、地域活力の活用、すべての人が役割を担う地域づくりなど、多くの理念や目的を含んだ概念であることが分かった。

地域共生社会の概念形成過程において、地域住民は地域づくりに参画する立場から、年を経て議論が進むたびに、地域づくりを行う主体となり、地域共生社会において実際に地域活動を行う役割を担うことになってきた。しかし地域活動を行う代表的な地域住民として考えることができる民生委員は、定員未充足の状態が続いており、新たななりてを探すことも難しい状態であること、また民生委員全体で高齢化が進んでいることから、地域共生社会における新たな役割を担ってもらうことは難しいと考える。また民生委員以外の地域住民については、現在の地域活動自体へ参加しているもの自体が約半数であり、新たな地域活動・もしくは地域共生社会における新たな役割ができたときに、現に活動している地域住民が負担に思わないであろうか、今は地域の活動に参加していない地域住民が興味を持ってくれるだろうかという心配がある。

よって、地域共生社会のなかで、その構成要素である地域住民は各種報告書で述べられている活動をできるだ

6) 国は民生委員の年齢要件の基準を75歳未満としている。

7) 平成18年度とデータが古いですが、地域活動への参加意向を全世代に質問している調査は、平成18年度以降見当たらなかった。

8) この質問は、活動していない地域住民に対するものであるため、地域活動に実際に参加した経験があるもの回答がどれだけ含まれているかは不明である。よって、「身体的・精神的な負担が大きいから」は想像で回答している者もいると考えられる。

けの余力があるのか、この点は実態として研究していく必要がある。また地域共生社会の構築のためには、地域住民をはじめすべての関係者が、それぞれの地域にあった地域共生社会の形を共有することが望ましいと考える。福祉社会の構築というソーシャルワークの視点からも、地域共生社会の概念の共有化は実践的な課題であると言える。

〈文献目録〉

- 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部。(2017年2月7日)。「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省:<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf>
- 館山壮一。(2022)。地域共生社会の実現に向けた新しい農福連携のあり方について。修紅短期大学紀要, 1-14。
- 厚生労働省。(日付不明)。介護人材確保に向けた取り組み。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
- 高畑幸。(2019)。特集「人口減少時代の地域社会とエスニシティ」解題。社会分析(46), 83-89。
- 首相官邸。(2016年6月2日)。ニッポン一億総活躍プラン。参照日:2022年11月1日,参照先:国立国会図書館アーカイブ:<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>
- 小野瀬裕子。(2019)。持続可能な共生社会における若者の自立を促すための家庭教育の在り方—高等学校家庭科「家庭基礎」と公民科「公共」の学習内容の連携—。日本家庭科教育学会誌, 62(2), 79-89。
- 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム。(2015年9月17日)。誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省ホームページ:<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>
- 全国民生委員児童員連合会。(日付不明)。令和2年度 全国民生委員児童員連合会事業計画。参照日:2022年11月1日,参照先:全国民生委員児童員連合会:<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/da6bb5f21c234a566f038d83cc6587a5.pdf>
- 大橋謙策。(2021)。地域共生社会政策と地域福祉研究。日本の地域福祉, 34, 37-45。doi:<https://doi.org/10.34373/jracd.18>
- 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会。(2019年12月26日)。地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省:<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>
- 地域共生社会推進検討会。(2019年5月16日)。地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況。
- 地域力強化検討会。(2016年12月26日)。地域力強化検討会中間とりまとめ。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省:<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000149997.pdf>
- 地域力強化検討会。(2017年9月12日)。地域力強化検討会最終とりまとめ—地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ—。参照日:2022年11月1日,参照先:厚生労働省:<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)。(2007年2月)。平成18年度少子化対策と家族・地域の絆に関する意識調査結果。参照日:2022年11月1日,参照先:内閣府:<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa18/kizuna/html/1mokuji.html>
- 民生委員 高齢化の波。(2022年5月30日)。参照日:2022年11月1日,参照先:読売新聞オンライン:<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20220530-OYTNT50008/>